告示

○金融庁告示第二十六号

野村ホールディングス株式会社が、平成三十年三月三十日付で朝日火災海上保険株式会社の保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第十三項に規定する主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、同法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定により野村ホールディングス株式会社に対する同法第二百七十一条の十第一項の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月八日

金融庁長官　森　信親

○法務省告示第百二十七号

山形県鶴岡市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成三十年五月八日

法務大臣　上川　陽子

山形県西田川郡鶴岡町天神町甲二番地内三番

加藤虎太郎

○法務省告示第百二十八号

長崎県長崎市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成三十年六月八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、長崎市役所又は長崎地方法務局に照会すること。

平成三十年五月八日

法務大臣　上川　陽子

長崎県長崎市中小島町五十九番地　髙野政次郎

○法務省告示第百二十九号

北海道三笠市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成三十年五月八日

法務大臣　上川　陽子

北海道空知郡三笠町字幌内二百二十一番地

秋山　清一

○法務省告示第百三十号

福岡市東区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成三十年六月八日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、福岡市東区役所又は福岡法務局に照会すること。

平成三十年五月八日

法務大臣　上川　陽子

福岡県福岡市大字蒲田七百四番地　樋口五十夫

○法務省告示第百三十一号

長野県下伊那郡平谷村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成三十年六月八日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、平谷村役場又は長野地方法務局飯田支局に照会すること。

平成三十年五月八日

法務大臣　上川　陽子

長野県下伊那郡平谷村第千二百四十一番地

塚田あ代子

○法務省告示第百三十二号

福島県郡山市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成三十年五月八日

法務大臣　上川　陽子

福島県郡山市開成三丁目七十九番地　三石　道子

○法務省告示第百三十三号

大阪府南河内郡河南町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成三十年五月八日

法務大臣　上川　陽子

大阪府南河内郡河南町大字大ヶ塚二百六十二番地

藤井　清吉

○法務省告示第百三十四号

福島県喜多方市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成三十年六月八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、喜多方市役所又は福島地方法務局若松支局に照会すること。

平成三十年五月八日

法務大臣　上川　陽子

福島県耶麻郡山郷村大字揚津字関下甲千五百七十七番地

廣木　伊作

○法務省告示第百三十五号

三重県松阪市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成三十年六月八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、松阪市役所又は津地方法務局松阪支局に照会すること。

平成三十年五月八日

法務大臣　上川　陽子

三重県一志郡米ノ庄村大字市場庄六百一番地

淺原　秀吉

○法務省告示第百三十六号

北海道上磯郡知内町役場備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成三十年六月八日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、知内町役場又は函館地方法務局に照会すること。

平成三十年五月八日

法務大臣　上川　陽子

北海道上磯郡知内村大字小谷石村字下小谷石五十二番地

田村　トメ

○法務省告示第百三十七号

熊本県山鹿市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成三十年六月八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、山鹿市役所又は熊本地方法務局山鹿支局に照会すること。

平成三十年五月八日

法務大臣　上川　陽子

熊本県鹿本郡中富村大字梶屋二百二十六番地

富田　嘉行